

宮崎労働局発表
令和4年8月10日

【照会先】

宮崎労働局労働基準部賃金室

室長 森 久美

室長補佐 吉田 恭

(代表電話)0985(38)8825

(直通電話)0985(38)8836

令和4年度宮崎県最低賃金の改正答申について

宮崎地方最低賃金審議会（会長 松岡優子）は、8月10日付けで宮崎労働局長（田中大介）に対し、現在の宮崎県最低賃金時間額821円から「32円引上げ」となる「時間額853円」とする旨の答申を行った。

宮崎地方最低賃金審議会は、令和4年7月7日に宮崎労働局長から「宮崎県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、調査審議を重ねてきたところですが、8月10日、同審議会は現行の宮崎県最低賃金「時間額821円」について、「32円」引上げ、「時間額853円」に改正を求める旨、宮崎労働局長に対し答申を行いました。

当該答申にあたっては、中央最低賃金審議会で示された目安額30円を参考にしつつ、宮崎県の景気動向、雇用失業情勢及び賃金改定状況等を総合的に勘案して、公益、労働者及び使用者委員により慎重に審議され、取りまとめられたものです。

さらに、当該答申では、コロナ禍や原材料費等の高騰による中小企業・小規模事業者の経営環境への影響等を鑑み、政府等において、諸対策の実施・検討を行うよう下記のとおり付帯決議が付されました。

宮崎労働局では、この答申に基づいて、速やかに所要の改正手続きを進める予定であり、改正された宮崎県最低賃金は、答申に対する異議申出に関する手続等を経た後、10月初旬（最短で10月6日）に発効される見込みです。

記

付帯決議

- 1 中小企業・小規模事業者が今後も継続して事業を行い、雇用の維持・確保ができるよう、「業務改善助成金」をはじめとする各種支援策を更に強化すること。
- 2 コロナ禍や原材料費等の高騰において直接間接を問わず影響を受けている中小企業・小規模事業者に対しては特例措置として、賃金引上げ幅に見合った新たな直接的給付等支援策の創設を早急に検討すること。
- 3 中小企業・小規模事業者が賃上げに伴い負担が増大する社会保険料及び税金の減免措置が受けられるような対策を検討すること。
- 4 地方最低賃金審議会が自主性を発揮し、地域の経済・雇用の実態を見極めたうえで、実質的な改定審議が行うことができるよう、政府及び中央最低賃金審議会において、現行の目安制度の在り方について早急に検討すること。

【参考；宮崎県最低賃金額及び前年度上昇率、上昇額】

	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
最低賃金額	737円	762円	790円	793円	821円	853円
対前年度上昇率	3.22%	3.39%	3.67%	0.38%	3.53%	3.90%
対前年度上昇額	23円	25円	28円	3円	28円	32円